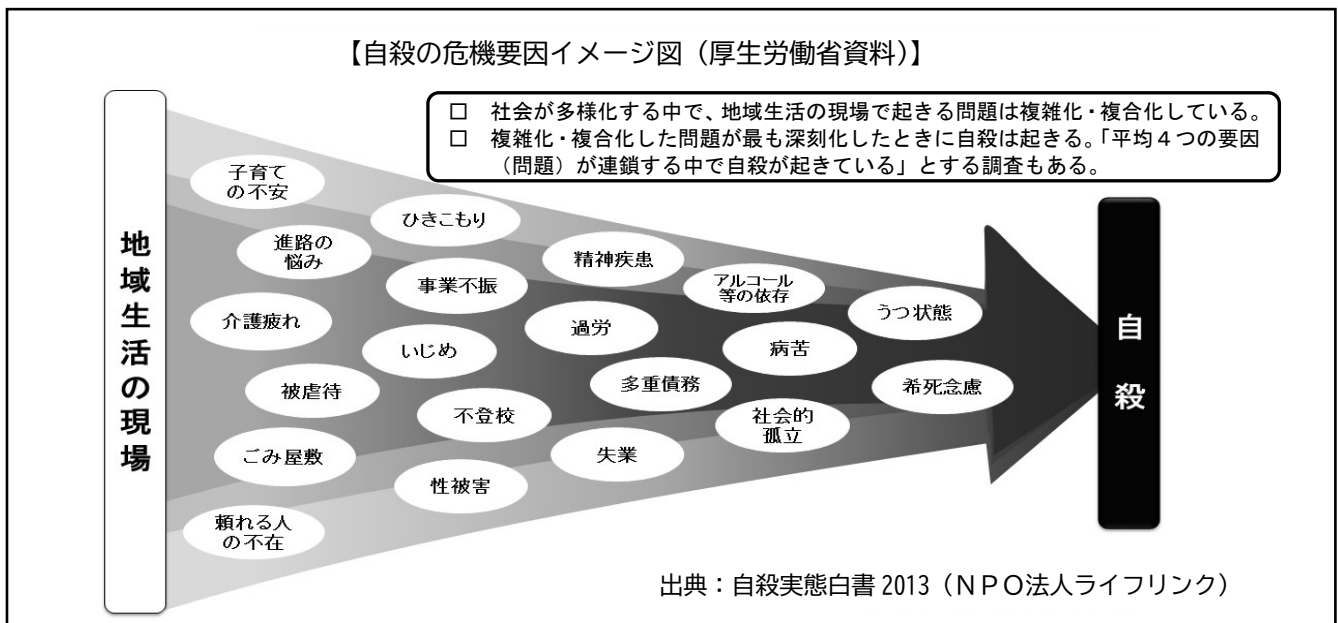


○平成28年4月に自殺対策基本法の改正法が施行され、市町村に対し、自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、石巻市自死対策推進本部を立ち上げ、第1期計画となる「石巻市自死対策推進計画」を平成31年3月に策定。計画期間が令和5年度末に終了することから第2期計画を策定する。

○自死は、「誰にでも起こりえる危機」であり、その多くが「追い込まれた末の死」である。その背景には、精神保健上の問題だけでなく、子育ての不安、介護疲れ、ひきこもり、いじめ、不登校、虐待、過労、社会的孤立など様々な社会的要因があることが知られている。このため、自死は防ぐことのできる社会的な基本認識のもと保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携をはかり総合的に推進することが求められている。



○令和4年10月、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定された。全国の自殺者数は減少しているが依然として2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いている。さらにコロナ禍の影響で自死の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、「女性に対する支援の強化」が加わり、「子ども・若者の対策のさらなる強化」等の対策が位置づけられた。

計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5か年とする。

第1期計画の取組

第1期計画では、5つの基本施策と特に優先的に取り組む3つの重点施策を設定し、全庁による具体的な取組を進めてきた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定通り実施できない事業もあったが、令和4年度の取組状況としては、庁内においては90.9%、団体では74.3%が予定通り実施できた。

《令和4年度の取組状況》

庁内の取組（77事業）：予定通り実施した事業数 70
団体の取組（35事業）：予定通り実施した事業数 26

基本理念

第1期計画を継承

～かけがえのない命を大切に、人と人がつながり、支えあい、
生きる喜びを感じる石巻市を目指します～

■計画の目標 **令和10年までに自殺死亡率を14.2**

現計画からの変更点

施策の体系：国が定めたすべての市町村が取り組むべきとされている「基本施策」

本市の自死の実態を分析した結果、特に力を入れるべき「重点施策」によって構成。

本市の現状と課題

- ① 自殺死亡率は増減を繰り返しながら減少傾向だが、全国、宮城県と比較すると高い水準で推移しており、さらなる推進・強化が必要。
- ② 性・年代別の自殺者割合をみると、男性では50歳代、女性では40歳代・80歳以上が全国、宮城県より高い。
- ③ 職業別の自殺者割合をみると、無職者、失業者が全国、宮城県より高い。生活困窮から生じる様々な問題への対策が必要。
- ④ 20歳代、30歳代の死因の第1位が「自殺」となっている。
- ⑤ 子どもの自死はないが、危機要因の一つである不登校出現率が全国、宮城県より高い。子どもと併せ親への支援も重要である。

《現行計画（第1期）》

■基本施策

- 基本施策1 地域におけるネットワークの強化
- 基本施策2 自死対策を支える人材の育成
- 基本施策3 市民への啓発と周知
- 基本施策4 生きることの包括的支援
- 基本施策5 SOSの出し方に関する教育の推進

■重点施策

- 重点施策1 子ども・若者への支援強化
※若者：39歳まで
- 重点施策2 働き盛り世代への対策
- 重点施策3 被災者への対策

《次期計画（第2期）》

- ・東日本大震災による心のケアは引き続き必要であること
- ・コロナ禍における社会生活の変化や雇用問題等による影響を考慮
- ・自死に追い込まれる方、遺族等への配慮

■基本施策

- 基本施策1 地域におけるネットワークの強化
- 基本施策2 自死対策を支える人材の育成
- 基本施策3 市民への啓発と周知
- 基本施策4 生きることの包括的支援
- 基本施策5 SOSの出し方に関する教育の推進

■重点施策

- 重点施策1 子ども・若者への支援強化
女性への支援の充実
(妊産婦・困難な問題を抱える女性等)
- 重点施策2 **生活困窮者への対策**
(生活上の困難を抱える人への対策)
- 重点施策3 働き盛り世代への対策